

# 令和3年度 地域密着型サービス事業所集団指導

サービス別資料



## 看護小規模多機能型居宅介護

沖縄市健康福祉部介護保険課 管理係

1



本資料では、令和3年度報酬改定の要点をご説明しております。各項目の詳細につきましては、条例や告示、その他国の通知等をご確認くださいますようお願いいたします。



2



## 令和3年度介護報酬改定の要点

1. 人員基準
2. 運営基準
3. 報酬関係

3



### 1. 人員基準

- ① 管理者交代時の研修の修了猶予措置

4



## ①管理者交代時の研修の修了猶予措置

赤本 P 795～  
社保審資料 P 126

管理者（沖縄市基準条例第192条第3項）

管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修（※）を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（※）認知症対応型サービス事業管理者研修

5



### <追加> ※解釈通知

ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。



6



## 2. 運営基準

### ①通所困難な利用者の入浴機会の確保

7



### ①通所困難な利用者の入浴機会の確保

看取り期等で、通いサービスの利用が困難となった状態が不安定な利用者に入浴の機会を確保する観点から、多機能系サービスの提供にあたって、併算定できない訪問入浴介護のサービスを、多機能系サービス事業者の負担の下で提供することを可能とする。



8



## 沖縄市基準条例第97条(介護等)

赤本P811~  
社保審資料P21

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

### <追加>※解釈通知

ただし、(看護)小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。

9



## ※参考 **Q&A**

Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.5)

○通所困難な利用者の入浴機会の確保 問7

10



### 3. 報酬関係

- ① 認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設
- ② 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実
- ③ 口腔機能向上の取組の充実
- ④ 栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑤ 褥瘡マネジメント加算(新設)
- ⑥ 排せつ支援加算(新設)
- ⑦ 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

11



### ① 認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設



在宅の認知症高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりを一層推進する観点から、施設系サービス等と同様に、認知症行動・心理症状緊急対応加算を新たに創設する。

12



## ②緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実

青本P810～  
社保審資料P43

(介護予防)短期利用居宅介護費	
要件	<p>①利用者の状態や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(介護予防支援事業所の担当職員)が緊急に必要と認めた場合であって、(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合であること。</p> <p>②人員基準違反でないこと。</p> <p>③あらかじめ利用期間を定めること。</p> <p>④登録者の数が登録定員未満であること。→ 削除</p> <p>④サービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。</p>
利用人数	<p>宿泊室の数×(登録定員-登録者の数)÷登録定員</p> <p>&lt;改定&gt; 宿泊室を活用する場合には、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。</p>

13



※参考



Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.4)

○短期利用居宅介護費 問18

14



### ③口腔機能向上の取組の充実

青本 P 824~  
社保審資料 P 89  
資料3 P 46~

旧

栄養スクリーニング加算

5単位/回

新

NEW

口腔・栄養スクリーニング加算 I

20単位/回

栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算との併算定不可

6月に1回が限度

NEW

口腔・栄養スクリーニング加算 II

5単位/回

栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定しており、加算 (I) を算定できない場合にのみ算定可

介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算を創設し、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。

15



旧

なし

新

NEW

口腔機能向上加算 I

150単位/回

原則3月以内  
月2回を限度

NEW

口腔機能向上加算 II

160単位/回

LIFE

併算定不可

LIFEへの情報提供及びフィードバック情報の活用により、更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する

16





## 算定要件等

## 社保審資料より抜粋

## &lt;口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)&gt;

- 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること（※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可）

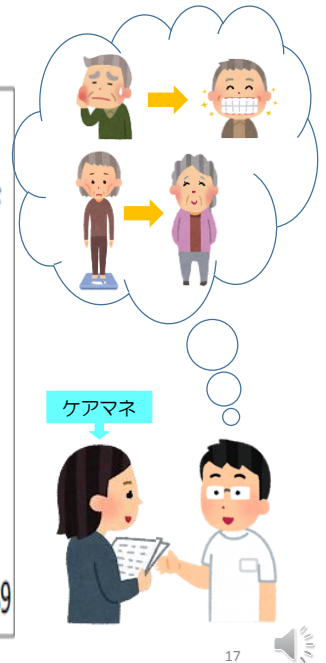
## &lt;口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)&gt;

- 利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること（※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能）

## &lt;口腔機能向上加算(Ⅱ)&gt;

- 口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

89



17

## ※参考



Q &amp; A

## 令和3年度介護報酬改定に関するQ &amp; A (vol.3)

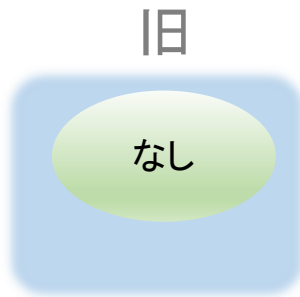
## ○口腔・栄養スクリーニング加算 問20

18

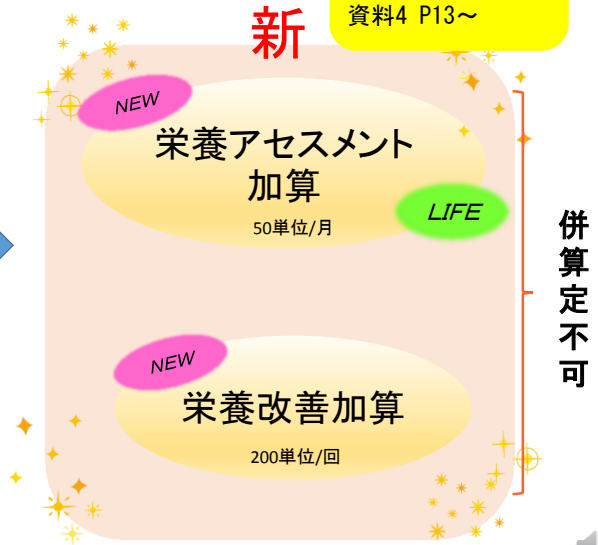


## ④ 栄養ケア・マネジメントの充実

青本 P 820～  
 社保審資料 P 90  
 資料3 P 38～  
 資料4 P 13～



栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、看護小規模多機能型居宅介護も算定対象とする。



19



### 社保審資料より抜粋

#### 算定要件等

- <栄養アセスメント加算> ※口腔・栄養スクリーニング加算(1)及び栄養改善加算との併算定は不可
- 当該事業所の従業者として又は外部(※)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること
  - 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること
  - 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ※ 他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超過して管理栄養士を配置している施設に限る。

#### <栄養改善加算>

- 栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問することを新たに求める。



20



## ※参考 **Q&A**

Q &amp; A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A  
(vol.3)

○栄養アセスメント加算、栄養改善加算等 問15

○栄養改善加算 問33

(vol.6)

○栄養アセスメント加算 問2

(vol.10)

○栄養アセスメント加算 問1

21



## ⑤褥瘡マネジメント加算(新設)

青本 P 838～  
社保審資料 P 102  
資料4 P8～



看護小規模多機能型居宅介護も対象に加える。PDCAサイクルの構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合に算定。

22



## ※参考 **Q&A**

Q &amp; A

### 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.10)

○褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算について 問2

23

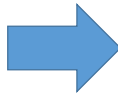


## ⑥排せつ支援加算(新設)

青本 P 840~  
 社保審資料 P 104  
 資料4 P 10~

旧

なし



新

NEW

排せつ支援加算Ⅰ

10単位/月

LIFE

NEW

排せつ支援加算Ⅱ

15単位/月

LIFE

NEW

排せつ支援加算Ⅲ

20単位/月

LIFE

併算定不可

看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。PDCAサイクルの構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った場合に算定。

24



※参考



Q &amp; A

## 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.10)

○褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算について 問2

25



### ⑦同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

青本P810  
社保審資料P142

同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)の単位数を用いる。

減算適用前  
の単位数を  
適用

同一建物減算あり



公平



同一建物減算なし

看護小規模多機能  
△△



26



## 社保審資料より抜粋

(参考)平成30年度介護報酬改定]集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等

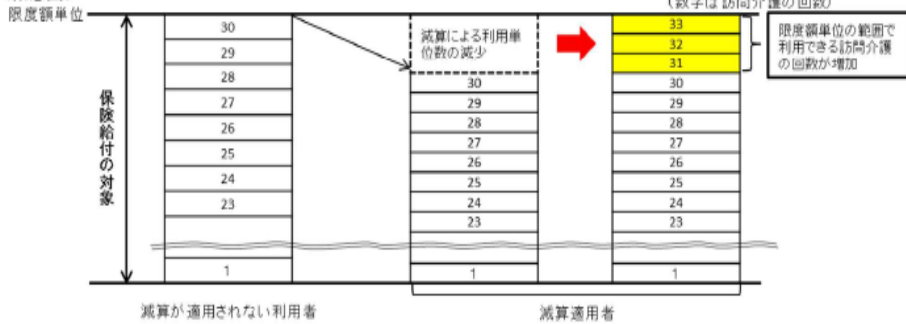
○ 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

(参考) 有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について (抜粋)  
(平成29年10月19日付 会計検査院による意見表示)

<会計検査院が表示する意見(抜粋)>

- 介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示する。

<概念図>



27

